

「週休2日」試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市が執行する建設工事等において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安全安心な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 「週休2日」とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

(1) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成届出日までをいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

(1)夏季休暇3日間及び年末年始6日間

(2)工場製作のみを実施している期間

(3)工事の全部を一時中止している期間

(4)発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3 「通期の4週8休」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が 28.5%(8日/28日)以上の状態をいう。

「月単位の4週8休」とは、対象期間内の全ての月(28日間)毎に現場閉所率が28.5%(8日/28日)の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第4条 対象工事は、薩摩川内市が所管する事業(営繕事業を除く)の全ての工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象工事であることを明記するものとする。

3 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

(実施手続き)

第5条 受注者は、施工計画書提出前に「週休2日」試行工事の実施の意向について、初回打合せ簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項から第4項までの規定は適用しない。

2 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表(別紙1参照)」(以下「計画実績表」という。)を発注者に提出する。

3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の看板等で掲示する。(別図1参照)

4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合及び実施の結果、通期の4週8休以上の休日確保に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

一般土木事業において、月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。

[一般土木事業]

① 通期の週休2日適用工事(4週8休以上)

【労務費】 1.02 【機械経費(賃料)】 1.02

【共通仮設費】1.02 【現場管理費】 1.03

② 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)

【労務費】 1.04 【機械経費(賃料)】 1.02

【共通仮設費】1.03 【現場管理費】 1.05

[港湾・漁港事業]

① 通期の週休2日適用工事(4週8休以上)

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費】1.02 【現場管理費】 1.03

・臨港道路及び橋梁に関する工事は[一般土木事業]を適用する。

(留意事項)

第7条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1)発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2)発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3)施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。
- (4)資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5)受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6)発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料作成を求めない。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から試行する。

この要領は、令和3年7月1日から試行する。

この要領は、令和6年4月1日から試行する。

この要領は、令和6年4月5日から試行する。

参 考

[一般土木事業]

	現場閉所状況	
	通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1. 0 2	1. 0 4
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費	1. 0 2	1. 0 3
現場管理費	1. 0 3	1. 0 5

[港湾・漁港事業]

	現場閉所状況
	通期の週休 2 日
労務費	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 4
共通仮設費	1. 0 2
現場管理費	1. 0 3

試行工事 掲示例

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

**〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:30~17:00

道路改良工事

発注者 薩摩川内市 〇〇〇〇課
電話 0000-00-0000

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 0000-00-0000

「週休2日」試行工事実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【実施要領第6条関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を明示 【実施要領第4条関係】
契約後	意思表示	施工計画書提出前に実施の意向について「工事打合せ簿」により協議 【実施要領第5条第1項関係】	受理
		施工計画書提出時に休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第5条第2項関係】	受理
実施中	準備	工事の表示施設に「週休2日」試行工事である旨を明示 【実施要領第5条第3項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第5条第4項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を確認 【実施要領第5条第4関係】 実施しない場合及び実施の結果、4週8休以上の休日確保に満たない場合は実施状況に応じて補正分を減額変更 【実施要領第6条関係】
完成時	実施報告②	工事完了後に最終の休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第5条第4項関係】	工事日誌や出勤簿等により休日の取得実績を確認 【実施要領第5条第4項関係】